令和８年（再イ）第５号
奈良県五條市本町２丁目４番27号
再生債務者　堀　　忠洋
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月28日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字川原田10番地７
再生債務者　佐藤　達也
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月29日　秋田地方裁判所横手支部

令和８年（再イ）第６７号
京都府宇治市木幡平尾３番地の27
再生債務者　村田　和明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第９号
千葉県四街道市旭ケ丘１丁目11番６号
再生債務者　遠藤　健悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再ロ）第７号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目25番地１
再生債務者　岩田　元正
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再ロ）第２５号
大阪府高槻市日吉台五番町４番11号の２
再生債務者　秋吉　　香
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第５号
千葉県成田市本三里塚116番地１
再生債務者　佐久間利光
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月27日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再ロ）第１０００３号
栃木県鹿沼市貝島町489番地　レオパレスパークハイムⅡ　101号
再生債務者　内山　　治
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再ロ）第１９号
大阪府東大阪市新鴻池町19番８号
再生債務者　濱田　展聡
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月25日まで
令和８年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号
岩手県奥州市江刺田原字蟹沢255番地２
再生債務者　及川由紀菜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月28日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（再ロ）第２号
新潟市江南区船戸山５丁目６番14号　アプリコットＡ107号
再生債務者　神林　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月29日　　新潟地方裁判所民事部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第２号
福井県福井市大手二丁目８番１号
申立人　福井県信用保証協会
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福井県越前市戸谷町第95号３番地
所有者　亡清水公夫相続財産
届出期間満了日　令和８年12月18日
令和８年10月23日
福井地方裁判所武生支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　越前市戸谷町42字上松田
地番　８番
地目　田
地籍　5933平方メートル
2　所在　越前市戸谷町42字上松田　８番地
家屋番号　８番
種類　納屋
構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建
床面積　１階　84．56平方メートル
２階　69．31平方メートル

令和８年（チ）第１９号、同第２０号
名古屋市南区元桜田町二丁目28番地2
申立人　米倉　ミツル
最後の住所　名古屋市南区元桜田町二丁目28番地
所有者　亡牧野秀昭相続財産
届出期間満了日　令和8年12月18日
令和8年10月23日
名古屋地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　名古屋市南区元桜田町二丁目
地番　28番1
地目　宅地
地積　89.98平方メートル
2　所在　名古屋市南区元桜田町二丁目　28番地1
家屋番号　28番1
種類　居宅
構造　木造瓦葺平家建
床面積　45.82平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５０号
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
申立人　神戸市建築住宅局長　　増田　匡
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）神戸市兵庫区御崎本町２丁目３３番地の１５
所有者　黒田貞一
届出期間満了日　令和８年１２月２２日
令和８年１０月２２日
神戸地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　神戸市兵庫区御崎本町２丁目
地番　６番２３
地目　宅地
地積　２８．８６平方メートル
2　所在　神戸市兵庫区御崎本町２丁目
地番　６番１３
地目　宅地
地積　４．７４平方メートル